

公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱

18 経 営 第 44 号
平成 19 年 2 月 15 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、公立大学法人名古屋市立大学契約規程(平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 78 号。以下「規程」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 この要綱において指名停止とは、名古屋市競争入札参加資格(名古屋市契約規則(昭和 39 年名古屋市規則第 17 号)第 3 条第 2 項の規定により定める競争入札参加資格)の認定を受けた者(以下「有資格者」という。)が一定の事由に該当する場合において、これを規程第 18 条第 1 項の規定による指名(以下「指名」という。)の対象から一定期間排除することをいう。

2 理事長は、有資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

3 前項の規定による指名停止が行われたとき又は名古屋市による指名停止(名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止をいう。以下同じ。)が行われたときは、理事長は当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。この場合において、指名停止又は名古屋市による指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 第 6 の規定により名古屋市立大学契約審査会(以下「契約審査会」という。)の議を経て指名停止を行う場合の始期は、別表各号の規定にかかわらず契約審査会の議を経た日とする。

5 指名停止の期間中の有資格者について、別の措置要件に係る指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

(下請負人に関する指名停止)

第 3 第 2 第 2 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間と同一期間の指名停止を行うものとする。ただし、当該下請負人について情状酌量すべき事由があるときは、当該指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮することができるものとする。

2 第 2 第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による指名停止

について準用する。

(共同企業体の構成員に関する指名停止)

第4 第2第2項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間と同一期間の指名停止を行うものとする。ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の有資格者である構成員については、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができるものとする。

2 第2第2項、第3第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間と同一期間の指名停止を行うものとする。

3 第2第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指名停止について準用する。

(指名停止の期間の特例)

第5 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 有資格者に対する名古屋市による指名停止の期間は、一の事案に係る本学の指名停止の効力を妨げないものとする。

3 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。

(1)別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2)別表第2第1号又は第2号から第4号まで若しくは第7号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号又は第2号から第4号まで若しくは第7号の措置要件に該当することとなったとき。

(3)談合情報が寄せられた場合等で、談合を行っていないとの誓約書を本学に提出したにもかかわらず、当該事案で談合を行っていたとして、別表第2第2号(1)、第3号(1)又は第7号の措置要件に該当することとなったとき。

4 前項に定める場合を除くほか、有資格者について、悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため必要なときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。

5 別表第2第2号の措置要件に該当することとなった有資格者につ

いて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったとみなした場合の2分の1の期間とする。

- 6 前項に定める場合を除くほか、有資格者について情状酌量すべき事由があるときは、別表各号並びに第1項及び第3項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。
- 7 別表第2第2号(2)、第3号(2)、第2号(2)若しくは第3号(2)又は第7号に該当するとして指名停止の期間中の有資格者について、指名停止の原因となった事案について新たな事実が明らかとなり、それぞれ別表第2第2号(1)、第3号(1)、第7号又は第2号(1)(逮捕又は告発の場合に限る。)若しくは第3号(1)の措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間を当該措置要件に規定する期間に変更する。この場合において、当初措置した指名停止の期間が満了しているときは、変更後の指名停止の期間から既に措置した指名停止の期間を控除した期間をもって再度の指名停止を行う。
- 8 前項の規定に基づき、指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行う場合において、第3項から第6項までの規定に基づき指名停止の延長又は短縮を行う必要があるときは、前項の規定による指名停止の期間の変更又は再度の指名停止を行った後、第3項から第6項までの規定を適用する。
- 9 第7項に定める場合を除くほか、指名停止の期間中の有資格者について、悪質な事由又は情状酌量すべき事由が明らかとなったときは、指名停止の期間を2倍又は2分の1まで変更することができる。ただし、当該指名停止の期間は3年を超えることができない。
- 10 指名停止の期間中の有資格者について、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、それ以降の当該有資格者についての指名停止を解除するものとする。
- 11 指名停止の期間中の有資格者について、災害その他の事由により、やむを得ず指名する必要がある、かつ、別に定めるところにより設置する契約審査会の議を経たときは、当該有資格者について指名停止を一時解除することができる。
- 12 前項の規定は、名古屋市による指名停止の期間中にある有資格者に準用する。

(契約審査会)

- 第6 第2第2項、第3第1項又は第4第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行う場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより設置する契約審査会の議を経なければならない。第5第9項の規定により指名停止の期間を変更するときも、また同様とする。

(1)第3第1項ただし書又は第4第1項ただし書の規定を適用すると

き。

(2)第5第4項又は第6項の規定を適用するとき。

(3)措置要件が別表第1第7号又は別表第2第8号に該当するとき。

(指名停止の通知)

第7 第2第2項、第3第1項又は第4第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第5第7項若しくは第9項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5第10項若しくは第11項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、指名停止通知書(第1号様式)、指名停止変更通知書(第2号様式)又は指名停止解除通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。なお、指名停止を行うときは、通知においてその理由を明らかにするものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8 理事長は、指名停止又は名古屋市による指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、契約審査会の議を経たときはこの限りでない。

(下請負等の不承認)

第9 理事長は、指名停止又は名古屋市による指名停止の期間中の有資格者がその所管に係る契約について下請負し、又は受任することを承認しないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合において、契約審査会の議を経たときはこの限りでない。

2 第8ただし書の規定は、指名停止又は名古屋市による指名停止の期間中の有資格者による下請負の承認に準用する。

(苦情申立て)

第10 第2第2項、第3第1項又は第4第1項若しくは第2項の規定による指名停止を受けた者は、当該指名停止の期間内に、書面(以下「申立書面」という。)により苦情を申立てることができる。

2 理事長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を含まない。)に書面により回答するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 理事長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下

することができるものとする。

(再苦情申立て)

第 11 第 10 第 2 項の回答に不服がある者は、当該指名停止の期間内(第 10 第 2 項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2 週間を下回る場合にあつては、第 10 第 2 項の回答の翌日から起算して 2 週間以内)に、理事長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の再苦情申立てがあつたときは、速やかに契約審査会に審議を依頼するものとする。

(指名停止の効力)

第 12 第 10 及び第 11 における苦情及び再苦情の申立ては、指名停止の効力を妨げないものとする。

(報告等)

第 13 公立大学法人名古屋市立大学会計規程(平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 60 号)第 7 条第 3 項の規定による経理責任者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があつたと認めるときは、直ちに、指名停止事件報告書(第 4 号様式)により理事長に報告しなければならない。この場合においては、当該有資格者から事実の概要を記載した届出書を提出させるものとする。ただし、届出書の提出について困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

(指名停止等の公表)

第 14 第 2 第 2 項、第 3 第 1 項又は第 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称等について公表するものとする。

2 前項の規定は、第 5 第 7 項及び第 9 項から第 11 項までの規定により、指名停止について期間を変更し又は解除した場合に準用する。

3 第 10 第 2 項の規定により、苦情申立てに対する回答をしたときは、申立書面及び同項の書面の写しを公表するものとする。第 11 第 1 項の規定による再苦情申立てに対し、別に定めるところによりその結果を通知したときは、申立書面及び通知の写しを公表するものとする。

(その他)

第 15 指名停止に関する事務は、事務局財務課において処理する。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日一部改正）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき学術課の行う誓約書の徴取において、過去に関与した研究費不正に加担する行為を本学へ自己申告した場合、第 5 第 6 項による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に、この要綱による改正前の公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱の規定による警告等を受けている有資格者の当該警告等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>本学との契約(以下「本学契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>3か月</p>
<p>2 過失による粗雑履行</p> <p>本学契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>3か月</p>
<p>3 契約違反</p> <p>第2号に掲げる場合のほか、本学契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>2か月</p>
<p>4 公衆損害事故</p> <p>本学契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1)死亡者を出し、又は火災等により重大な損害を与えたとき。</p> <p>(2)負傷者を出し、又は(1)に至らない損害を与えたとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p>
<p>5 契約関係者事故</p> <p>本学契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1)死亡者を出したとき。</p> <p>(2)負傷者を出したとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>1か月</p> <p>2週間</p>
<p>6 落札決定後の契約辞退</p> <p>本学契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>3か月</p>
<p>7 本学契約以外の契約(以下「一般契約」という。)における事故</p> <p>一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、若しくは損害を与え、又は契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、その事実が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該事実又は行為を知った日から</p> <p>1か月</p>

8 その他	当該事実又は行為を知った日から前各号に準じて定める期間
前各号に準ずる行為等により、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 贈賄	
(1) 本学役職員に対する贈賄 有資格者である個人若しくは法人又は有資格者である法人の役員、支店若しくは営業所を代表する者若しくはその使用人(以下「有資格者等」という。)が、本学の役職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 24か月
(2) 本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄 有資格者等が、本市職員を除く公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア イ以外の有資格者等	4か月
イ 使用人	3か月
2 独占禁止法違反行為	
有資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、排除措置命令若しくは、課徴金納付命令を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。	当該事実を知った日から ()内は逮捕又は告発の場合
(1) 本学契約に関するもの	6か月 (12か月)
(2) (1)以外のもの	2か月 (3か月)
3 談合	
有資格者等が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

(1) 本学契約に関するもの	12 か月
(2) (1)以外のもの	3 か月
4 あっせん利得処罰法違反行為	
有資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 本学契約に関するもの	12 か月
(2) (1)以外のもの	3 か月
5 建設業法その他業務関連法令違反行為	
(1) 有資格者等が、建設業法その他業務関連法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 本学契約に関するもの	8 か月
イ ア以外のもの(別表第1第7号に該当する場合を除く)	2 か月
(2) 建設業法その他業務関連法令に違反し国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたとき。	行政処分を知った日から
ア 本学契約に関するもの	4 か月
イ ア以外のもの	1 か月
6 その他の業務に係る違法行為	
有資格者等が、業務に関し、刑法違反(公文書偽造、私文書偽造、詐欺、背任、偽計業務妨害)、商法違反、税法違反、補助金適正化法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 本学契約に関するもの	8 か月
イ ア以外のもの	2 か月

7 談合等不正行為の確認	
有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本学公正入札調査委員会が確認したとき。	当該事実を 確認した日 から 6 か月
8 研究費不正に加担する行為	
本学における物品の購入において、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させる行為に関与する行為	当該事実を 確認した日 から 24 か月
9 不正又は不誠実な行為	
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該事実又 は行為を知 った日から 前各号に準 じて 定める期間
